

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月9日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(特別休暇)	(特別休暇)
<p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護、介助又は養育を行う場合 <u>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあつては、12日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。以下この号において同じ。))が疾病の予防を図るために必要なものとして企業局長が別に定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</u></p> <p>ウ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた場合(他に養育を行う者がいないときに限る。))又は当該学校等が実施する行事へ参加する場合における養育</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>(18) <u>職員が不妊治療を受ける場合 一の年において6日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</u></p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p>	<p><b>第17条</b> 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護又は介助を行う場合 <u>一の年において7日(中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあつては、10日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が疾病の予防を図るために必要なものとして企業局長が別に定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける、当該介助</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) (略)</p>

(23) (略)

2 (略)

3 第1項第4号、第8号から第10号まで、第18号、第21号又は第23号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(22) (略)

2 (略)

3 第1項第4号、第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。